

公募型企画提案の公告

児童虐待防止啓発広報業務（広報啓発効果測定）について、次のとおり公募型企画提案を行うので、公告します。

平成24年8月30日

奈良県知事 荒井正吾

1 公募型企画提案に付する事項

- (1) 業務名及び数量
児童虐待防止啓発広報業務（広報啓発効果測定） 一式
- (2) 業務の内容等
平成24年度に実施している児童虐待防止広報啓発の効果測定し、今後の効果的な啓発を実施するため、調査を行い、調査結果を分析し、課題等を検討し、報告書を作成。また、調査分析後、報告会を開催。
- (3) 契約期間
契約の日から平成25年3月31日まで
- (4) 業務量の目安
業務量の目安は、消費税込みで2,060,000円を上限とする。
- (5) 履行場所
奈良県庁 奈良市登大路町30

2 公募型企画提案に参加する者に必要な資格

提案の資格を有する者は、次の項目のすべてに該当していなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 平成24年8月29日（水）から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、奈良県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- (4) 平成24年8月29日（水）から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、民事再生法（平成11年法律第235号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (7) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- (8) 暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等でないこと。
- (9) 上記(7)及び(8)並びにそれらの構成員（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。）を行う法人等でないこと。



「見すごすな 幼い子どもの SOS」
オレンジリボン

- (10) 役員等（法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあつては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団等の利益となる活動を行う法人等でないこと。
- (11) 役員等が暴力団等社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。）を継続的に有している法人等でないこと。
- (12) 奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目：役務の提供、広告・イベントもしくは検査・分析・調査業務で登録をしている者であること。競争入札参加資格申請中の場合は、本事業契約時までに登録を完了していること。（契約は、10月下旬頃予定）
- (13) 平成22年度以降において、本件業務と同程度以上の業務を実施した実績を有する者であること。

3 公募型企画提案執行の日時、場所等

- (1) 公募型企画提案説明書等の交付場所、参加申込書等の提出先及び問い合わせ先
奈良県 健康福祉部 こども・女性局 こども家庭課 児童虐待対策係
所在地 〒630-8501 奈良市登大路町 30 奈良県庁 3 階
電話 0742-27-8605 FAX 0742-27-8107
- (2) 公募型企画提案説明書の交付期間
平成24年8月30日(木)～10月9日(火)まで(但し、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)
午前9時から午後5時まで。(但し、8月中は、午前8時30分から午後4時30分)
- (3) 公募型企画提案説明書等の交付方法
(1)に示す場所において交付します。
 - ・公募型企画提案説明書
 - ・業務仕様書なお、説明書、業務仕様書は、奈良県こども家庭課のHPにも掲載します。
奈良県こども家庭課ホームページ：http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-11752.htm

4 参加申込書の提出期限

平成24年9月7日(金) 午後5時まで(但し、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)

5 企画提案書の提出期限

平成24年10月9日(火) 午後5時まで(但し、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)

6 最優秀提案者の選定方法

提出のあった企画提案書等について、児童虐待防止啓発強化事業（広報啓発効果測定）業務委託事業者選定委員会の審査により最優秀提案者を選定します。

なお、提案者に対してヒアリングを実施します。

7 プロポーザルに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 その他

詳細は、公募型企画提案説明書等によります。